

徳島県告示第六百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を

次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局二好庁舎において、令和七年十一月十九日から
一週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十九日

徳島県知事　後藤田　正　純

道路の種類　一般国道

四三九号		路線名	区間
同	地先まで	三好市東祖谷落合六五六番二三	敷地の幅員 (メートル)
新	六五六番一〇	九・四・一五・〇	延長 (メートル)
九・四・一三・五	一一・五	一一・五	